

○須高行政事務組合職員の降給に関する条例

(令和5年2月28日条例第4号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員（須高行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例（令和5年条例第1号）第2条の規定により、須坂市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年須坂市条例第27号）第5条の給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとする。

(降給に関する規定)

第2条 職員の降給については、[須坂市職員の降給に関する条例（令和4年須坂市条例第31号）](#)の例による。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。